

(資料1)

代表理事の選任について

前任者の辞任により欠員となった代表理事である副会長について、本協会定款第21条第2項の規定により、理事の中から選任する。

(1) 前任者	(2) 後任者
副会長 鈴木 智	副会長 佐々木 彰